

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 28日

都道府県知事  
(市長)

殿



提出者

住所 滋賀県湖南市朝国65番地  
氏名 王子エフテックス株式会社 滋賀工場  
執行役員 滋賀工場長 伴 哲哉  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 0748-72-2691

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	王子エフテックス株式会社 滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県湖南市朝国65番地
計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	18 プラスチック製品製造業
②事業の規模	売上高：113億円(2021年度)
③従業員数	173名(2022年度年初)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
管理体制 : 工場長-施設部-施設課-産業廃棄物処理担当	
管理者: 特別管理産業廃棄物管理責任者	
管理者: 中間処理施設技術管理者	
管理者: 最終処分場技術管理者	
情報公開 王子ホールディングスホームページ	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度(令和 3 年度)実績】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  分別の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)  保管場所の整頓

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】 別紙のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組）			

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t t
	再生利用業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】 (令和 3 年度) 実績	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	86.950 t
	(今後実施する予定の取組等) 特に無し (特管廃油に関しては、2019/4より電子マニフェストに移行済み)	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係) 別紙

提出者  
 住 所 滋賀県湖南市朝国65番地  
 氏 名 王子エフテックス株式会社 滋賀工場  
 執行役員 滋賀工場長 伴 哲哉  
 電話番号 0748-72-2691

特別管理 廃棄物の 種類	当該事業場において現に行っている 事業に関する事項			特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程			①現状		②計画		①現状						②計画					
				前年度(令和3年度) 実績		目標		前年度(令和3年度)実績						目標					
	発生工程	委託処理	最終物の利用 方法	排出量	これまでに 実施した取 り組み	排出量	今後実施す る予定の取 り組み	全処理 委託量	優良認定処 理業者への 処理委託量	再生利用業 者への処理 委託量	認定熱回収 業者への処 理委託量	熱回収認定 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	これまでに 実施した 取り組み	全処理 委託量	優良認定処 理業者への 処理委託量	再生処理業 者への処理 委託量	認定熱回収 業者への処 理委託量	認定熱回収 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量	今後実施する予 定の取り組み
			t/年		t/年		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年		
廃油 (特管)	溶剤塗工	回収→調整 (燃料化)	燃料 (有効利用)	64.98	分別回収 有価販売	65.0	分別強化	64.98	0.00	64.98	0.0	0.0	有効利用の 検討	65.00	65.00	65.00	0.0	0.0	有効利用の 検討
廃油 (特管)	溶剤塗工	回収→燃焼→ 残渣(原材料 化)	路盤材 (有効利用)	21.57	分別を強化 し、助燃材 として有効 利用	22.0	分別強化	21.57	21.57	21.57	0.0	0.0	分別強化	22.00	22.00	0.044	0.0	0.0	分別強化
廃アルカリ (特管)	洗浄工程	回収→燃焼→ 残渣(原材料 化)	路盤材 (有効利用)	0.40	分別を強化 し、助燃材 として有効 利用	0.0	—	0.40	0.40	0.40	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
微量PCB (特管)	電気設備 保守	回収→燃焼→ 残渣(原材料 化)	原材料化 (有効利用)	2.550	分別回収	3.183	計画的調査	2.550	2.550	1.777	0.0	0.0	計画的調査	3.183	3.183	2.218	0.0	0.0	計画的処分